

東京都北区議会

平成 23 年第 1 回定例会で可決した意見書

- ・ B 型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書

B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書

日本では、法律により小児への集団予防接種が実施されていたが、その際に使用した注射器の使い回しによって、多くのB型肝炎ウイルス感染被害者を生んだ。

この問題については、平成十八年六月に最高裁判所が、国に法的責任があることを明白に認め、平成二十一年十二月に成立した肝炎対策基本法においては、国自身が集団予防接種により肝炎ウイルス感染被害者を生んだことの責任を認めている。

このような状況の中、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済を求める訴訟が全国十地方裁判所で係争中である。

B型肝炎は慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。原告のみならず、多くのB型肝炎患者は、今後の病状悪化に対する不安や多額の医療費の自己負担、そしていわれなき差別・偏見に苦しみながら生活しており、一日も早い救済が求められている。

よって本区議会は国会及び政府に対し、B型肝炎訴訟の速やかな解決を図るとともにB型肝炎対策を一層推進するため、左記事項を強く要望する。

記

- 一、集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、速やかに被害者に謝罪し、救済すること。
- 一、肝炎患者にとつて、経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備をすすめること。
- 一、肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識の啓発活動をすすめること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年三月二十二日

東京都北区議会議長 宇野 等

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	西岡 武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
法務大臣	江田 五月 殿
厚生労働大臣	細川 律夫 殿